

# 市営住宅等入居者募集要領（9 月定時募集）

## 【募集受付期間】

9 月 1 日（月）～9 月 16 日（火）

## 【入居資格】

- ・現に住宅に困窮していることが明らかであること  
（※申込者本人、及び同居予定者の中に持ち家がある場合、原則として入居できません。）
- ・市町村税等を滞納していない者であること
- ・暴力団員でないこと
- ・世帯収入認定額（月額）が下記の範囲であること

|                                 |                   |
|---------------------------------|-------------------|
| ・改良住宅：114,000 円以下               | ・公営住宅：158,000 円以下 |
| ・単独住宅：収入制限なし                    | ・公社住宅：家賃の 3 倍以上   |
| ・特公賃住宅：158,000 円～原則 259,000 円以下 |                   |

- ・同居親族を有すること  
（※ただし、申し込み時に 60 歳以上の方などや希望する住宅によっては単身での入居が可能な住宅もあります。）

## 【提出書類】

- ・入居申込書（申込む住宅の種別により様式が異なります。）
- ・住民票謄本（続柄記載のもの）  
※西海市内に住民登録のある方で、マイナンバーを利用する場合は省略可  
（単独住宅・公社住宅は省略できません。）
- ・所得証明書  
※マイナンバーを利用する場合は省略可  
（単独住宅・公社住宅は省略できません。）
- ・税に未納がない旨を証明する書類  
（令和 7 年 1 月 1 日時点で住所を有する市町等に対する税を完納している事を証明する書類が必要です。そのような証明書類を発行していない市町等もありますので、その場合は、住宅建築課までご相談ください。）
- ・無資産証明書  
※その他、住宅に困窮する事情や勤務状況等により、添付書類が必要な場合があります。（例：婚約証明書・月別給与証明書 など）

## 【敷金】決定家賃の 3 か月分

## 【入居者の決定方法】

- ・申込み住宅が重複した場合は、選考により決定します。
- ※特公賃住宅・公社住宅については、抽選により決定します。

### 【連帯保証人等】

(1) 公営住宅・改良住宅・単独住宅・特公賃住宅（県営・公社住宅以外）

入居の際には、次の要件をすべて満たす方を連帯保証人として選任いただくか、または家賃債務保証業者を利用していただく必要があります。

（連帯保証人の要件）

- ・長崎県内在住者 2 人とし、うち 1 人は西海市内在住者とする。
- ・市町税等に未納がないこと。
- ・65 歳未満であること。
- ・年間所得が 1,896,000 円（158,000 円×12 月）以上であること。

(2) 公社住宅

- ・給与収入や年金収入等何らかの収入があるもので、親族 1 人とする。

### 【入居時期】

- ・入居は、入居決定日から約 2 か月後となります。申込み後、すぐに入居することはできませんのでご注意ください。

### 【その他注意事項】

- ・犬や猫その他の動物の飼育及び近隣住人に迷惑を及ぼすような行為は固く禁止しています。
- ・駐車場は 1 世帯 1 区画整備されていますが、整備されていない住宅もありますのでご注意ください。

なお、駐車場使用料は、家賃とは別に 1 区画 3,000 円／月となります。

### 【減額制度】

- ・市外からの移住者や市内在住の新婚世帯が、単独住宅へ入居する際には、一定期間家賃を 2 割減額できる場合があります。詳しくは、住宅建築課までお問い合わせください。

### 【バリアフリー住宅】

- ・バリアフリー対応の住宅をご希望される方は、住宅建築課までお問い合わせください。

#### 【申込み先】

- ・建設部            住宅建築課 公営住宅班（電話：0959-37-0021）
- ・西彼総合支所 西彼市民課 総合窓口班（電話：0959-37-0124）
- ・西海総合支所 西海市民課 総合窓口班（電話：0959-37-0134）
- ・大島総合支所 大島市民課 総合窓口班（電話：0959-37-0144）
- ・崎戸総合支所 崎戸市民課 総合窓口班（電話：0959-37-0154）
- ・市民環境部    市民課            戸籍窓口班（電話：0959-37-0164）